

# 議 会 運 営 委 員 会 次 第

令和5年6月27日 (火)

1 委員長開議宣告

2 議長挨拶

3 議 題

(1) 最終日の日程について

(2) 閉会中における所管事務の継続調査について

(3) その他

4 委員長散会宣告

令和5年松戸市議会6月定例会

議事日程第7号

令和5年6月27日午前10時開議



日程	事	件	名	備考
1	議第5号	案号	令和5年度松戸市一般会計補正予算(第2回)	一括議題
	議第6号	案号	令和5年度松戸市松戸競輪特別会計補正予算(第1回)	
	議第7号	案号	松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について	
	議第8号	案号	松戸市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
	議第9号	案号	契約の締結について(日暮こ線道路橋補修工事)	
	議第10号	案号	契約の締結について (松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業に係る特別教室等空調設備整備業務)	
	議第11号	案号	契約の変更について	
2	議員提出議案第1号	議案号	不登校の公的対応を求める意見書	一括議題
	議員提出議案第2号	議案号	「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」の廃止を求める意見書	
	議員提出議案第3号	議案号	GX脱炭素電源法の廃止を求める意見書	
	議員提出議案第4号	議案号	マイナ保険証の運用の延期を求める意見書	
	議員提出議案第5号	議案号	インボイス制度の実施延期を求める意見書	
	議員提出議案第6号	議案号	同性間に限らないパートナーシップ制度の導入促進を求める意見書	
	議員提出議案第7号	議案号	特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書	
3	議員の派遣について			
4	所管事務の継続調査の許可について			

# 委員会審査結果一覧

## (議案)

### ○ 総務財務常任委員会

議案第5号	令和5年度松戸市一般会計補正予算(第2回)	可決すべきもの	全会一致
議案第7号	松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの	多数意見
議案第8号	松戸市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの	全会一致

### ○ 教育環境常任委員会

議案第10号	契約の締結について (松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業に係る特別教室等空調設備整備業務)	同意すべきもの	全会一致
議案第11号	契約の変更について	同意すべきもの	全会一致

### ○ 建設経済常任委員会

議案第6号	令和5年度松戸市松戸競輪特別会計補正予算(第1回)	可決すべきもの	多数意見
議案第9号	契約の締結について(日暮こ線道路橋補修工事)	同意すべきもの	全会一致

## 議案 討論者一覧

令和5年6月27日

種別	討論者氏名	議案	賛否	順位
議案	宇津野史行議員	第5号（一般補正第2回）	賛成	1
		第7号（市税条例）	反対	
	二階堂 剛議員	第5号（一般補正第2回）	賛成	2
	ミール計恵議員	第6号（競輪補正第1回）	反対	3

議員提出議案第1号

不登校の公的対応を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月26日提出

松戸市議会議員	増	田	薫	
同	D	E	L	I
同	原	裕	二	
同	工	藤	鈴	子

## 不登校の公的対応を求める意見書

不登校は、子ども本人や家庭だけの問題ではなく社会的な大きな問題である。文部科学省が2022年度に実施した調査では、小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は244,940人、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数では25.7人と、不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

フリースクール（一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設）も全国で急成長しているが「入会金平均約5万3千円、月額平均約3万3千円」と、財政的にも家計の負担は大変である。

不登校の子ども自身も、その家庭も、極めてつらく困難な事態になっている。学校に行けなくなった子どもたちが安心して過ごせる場の確保や学習権である「教育を受ける権利」を保証する公的対応が必要になっている。

よって、本市議会は国に対し、下記事項についてフリースクールまかせにしないで、子どもの教育を受ける権利を保証するため、自治体の対応を促し援助するよう強く求めるものである。

### 記

- 1 不登校の子どもと親が相談しやすい窓口（第三者機関）を設けること。
- 2 不登校の子どもの活動に公民館などの利用を無料にし、つながりを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第2号

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に  
関する特別措置法」の廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、防衛大臣、衆  
議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月26日提出

松戸市議会議員	嶋村新一
同	ミール計恵
同	山口正子
同	宇津野史行

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」の廃止を求める意見書

岸田文雄政権は「防衛力強化資金」を創設することを盛り込んだ「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」を、提案し、可決・成立された。

岸田文雄政権が2022年末に改定した「安保関連3文書」では、憲法に反する敵基地攻撃能力保有を掲げ、5年間で43兆円もの予算を投じて大軍拡を狙っている。そして、その財源を確保するために「防衛力強化資金」を創設し、外国為替資金や財政投融资等の特別会計からの一般会計への繰入れ、国立病院機構と地域医療機能推進機構の国庫納付金及び新型コロナウイルス感染症対策のための基金からの国庫への返納などを行うことになる。

本来ならば、国民の医療や年金に回すべき積立金などの軍事費への流用は、あってはならないものである。さらには、東日本大震災の復興費に充てるための「復興特別所得税」の半分程度を軍事費に回すだけでなく、ついには建設国債を軍拡予算に充てることになった。しかも「防衛力強化資金」は国会で審議されることなく防衛省が自由に支出できることになるなど、我が国は歯止めのない軍事優先の危険な国になろうとしている。

過去の侵略戦争が軍事費増大で国家財政を破綻させた痛苦の教訓から、政権の暴走を抑制するためにつくられた「財政民主主義」を破壊してまで、米国の求めに応じた大軍拡に突き進むことは、歴史に重大な禍根を残すことになる。

よって、本市議会は国に対し「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会



議員提出議案第3号

G X脱炭素電源法の廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月26日提出

松戸市議会議員	ミール	計	恵
同	D	E	L
同	原	裕	二
同	宇津野	史	行

## G X脱炭素電源法の廃止を求める意見書

電力の安全供給のための原発活用を「国の責務」とする、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律いわゆるG X脱炭素電源法（原子力基本法、核原料物質、原子炉等規制法、電気事業法、再処理法、再エネ特措法の束ね法）の法案が可決された。その内容は、国が前面に立った原子力の推進、運転期間の実質延長などを法制化するものとなっている。

福島第一原発事故の教訓から生まれた「原発依存度の低減」と「原発40年ルール（運転期間原則40年、最長60年）」の国民合意を踏みにじるものである。

運転期間の規定が原子炉等規制法から電気事業法に移管し、そのことで、経済産業大臣が延長運転の可否や認可を行うことになる。原則40年とする運転期間を実質的に廃止し、安全審査などで運転停止した期間については除外し運転期間を上積みできることとなっている。またどのような基準で審査するかなどが示されておらず経済産業省判断となり、運転開始から60年以上の稼働も可能となる。老朽原発の施設劣化は明らかであり、避難計画すらない中では大変危険である。

G X脱炭素電源法は、福島第一原発事故の深刻さを全く顧みず、安全規制の緩和につながることは明らかである。脱原発社会の実現に向けた社会の動きに逆行し「安全」を覆し「原発回帰」という原子力政策の大転換となる。

よって、本市議会は国に対し、原発推進のG X脱炭素電源法を廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第4号

マイナ保険証の運用の延期を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月26日提出

松戸市議会議員	ミール	計	恵
同	D	E	L
同	関	根	ジロー
同	原	裕	二
同	宇津野	史	行
同	二階堂		剛

## マイナ保険証の運用の延期を求める意見書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆるマイナンバー法などの関連法が可決し、マイナンバーカードと健康保険証との一体化が進められようとしている。現在の健康保険証で何の不都合もなく、またカード化による情報漏洩などが一部不安視されてきた。現在、マイナ保険証は、様々な弊害・トラブル・事故が発生し、国民の多くが不安を感じている。

最も深刻な弊害は、他人の医療情報がひも付けられていたというもので、約7,300件の事例が確認されたといわれる。全国保険医団体連合会の調べによると、1,432の医療機関のうち約6割にあたる893の医療機関で「無効」などが表示され、被保険者の資格情報が反映されないなどのトラブルが発生したとされる。

そのような状況から、日本医師会も会長談話として、マイナ保険証についての政府の運用方針の受け入れには懸念があり、国民がマイナ保険証を取得しないからといって保険医療を受けにくくなることのないように配慮してほしい旨を述べている。

このような現状に鑑みて、現行の保険証を2024年秋までの運用とすることは延期をすべきである。

よって、本市議会は国に対し、下記事項について取り組むよう強く求めるものである。

### 記

- 1 マイナ保険証は、すべての保険証において正しい情報・システムが確認されるまで、運用を延期すること。
- 2 現在の健康保険証を利用する人たちの意思を尊重し、マイナ保険証との間に差別・不利益が生じないよう配慮すること。
- 3 マイナンバーカードの取得は個人の任意であることを、あらためて周知させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第5号

インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月26日提出

松戸市議会議員	嶋村新一
同	ミール計恵
同	山口正子
同	宇津野史行

## インボイス制度の実施延期を求める意見書

コロナ禍によって景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいるところに、ロシアによるウクライナへの侵攻に起因するサプライチェーンの混乱や円安の影響による燃油や資材などの価格高騰・納品遅れ、食品・生活必需品の大幅な値上がり、暮らしと営業の危機的状況にさらなる追い打ちをかけている。こうした影響を受けて、地域経済の中心を担う中小企業・小規模事業者は存続の危機に瀕しており、物価高騰対策などの支援が必要とされている。

2023年10月から実施される消費税のインボイス制度は、事務負担の増加を強いるとともに、免税事業者が取引から排除される恐れがあり、このままではインボイス制度の実施を機に、個人事業主や農業従事者、フリーランス、文化事業者などを廃業の危機に追い込み、さらなる地域経済の衰退につながることは必至である。

インボイス制度の実施に関し、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、全国青年税理士連盟など多くの団体が、現状のまま実施に踏み切ることに懸念の声を上げている。

住民の暮らし・地域経済・地方行政にも深刻な打撃を与えるインボイス制度の実施は、一旦立ち止まるべきである。

よって、本市議会は国に対し、インボイス制度の実施延期を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第6号

同性間に限らないパートナーシップ制度の導入促進を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月26日提出

松戸市議会議員	石 塚	裕
同	ミール	計 恵
同	鴈 野	聡
同	宇津野	史 行
同	飯 箸	公 明
同	織 原	正 幸



## 同性間に限らないパートナーシップ制度の導入促進を求める意見書

本市では「松戸市人権尊重都市宣言」（平成10年）の理念に基づき、多様な性の在り方と生き方を尊重し、共生できる地域社会の実現を目指して「松戸市パートナーシップ宣誓制度」を令和2年11月1日より導入した。

この制度は、当事者個人の性別および性自認や、異性・同性といった当事者双方の性的指向を問わず、パートナーシップの関係にある二人の宣誓を基に、宣誓の要件を満たしていることを確認後、宣誓証明書や宣誓証明カードを発行する制度である。

さらに本市では、令和5年4月1日から本制度を拡充し、ファミリーシップ制度を導入した。これは、パートナーシップ宣誓者の一方または双方に未成年の子どもがいる場合、届出により、宣誓証明書や宣誓証明カードに、ファミリーシップとして子どもの氏名を記載できるものである。

多様化が進む社会においては、多様な家族の在り方を社会的に認めていくことが求められており、パートナーシップ制度およびファミリーシップ制度は、対外的な家族の証明という「公証の利益」に資するものであり、特に本市の制度は同性間に限らない異性同士のいわゆる事実婚も対象とした全国でも先駆的な制度となっている。

また本市では、協定を結んでいる自治体間での転居の際に転出自治体への宣誓証明書等の返還が不要となる自治体間連携が行われているが、全国すべての自治体でパートナーシップ制度が導入されていないために、当事者にとっては不都合が生じている。

よって、本市議会は国に対し、性別に関係なく、成年に達した二人の個人の間で、安定した持続的共同生活を営むために、すべての自治体で同性間に限らないパートナーシップ制度の導入が促進されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第7号

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の  
提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、  
衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月26日提出

松戸市議会議員	鴈野	聡
同	宇津野	史行
同	織原	正幸
同	末松	裕人

## 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え児童生徒数は2.1倍に増加している。また通級による指導を受けている児童生徒数は、約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって、本市議会は国に対し、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、下記事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを強く求めるものである。

### 記

#### 1 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援を行うこと。

#### 2 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援を行うこと。

#### 3 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、S T（言語聴覚士）、O T（作業療法士）、P T（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援を行うこと。

#### 4 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取り組みを促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援を行うこと。

#### 5 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

G I G Aスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学校や特別支援学級において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして、有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援を行うこと。

#### 6 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援を行うこと。併せて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会



令和5年6月20日

松戸市議会議長 杉 山 由 祥 様

総務財務常任委員会委員長 石 井 勇

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は、下記の事項について閉会中もなお継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1 調査事項

- (1) 組織及び人事について
- (2) 総合計画及び重点施策について
- (3) 財務管理について
- (4) 防災及び消防について
- (5) 情報化について
- (6) 行政委員会について
- (7) 公用車のあり方について

#### 2 理由

目的達成のため

写

令和5年6月16日

松戸市議会議長 杉 山 由 祥 様

健康福祉常任委員会委員長 鈴木 智 明

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は、下記の事項について閉会中もなお継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1 調査事項

- (1) 社会福祉事業について
- (2) 保健福祉事業について
- (3) 保健衛生事業について
- (4) 病院事業について
- (5) 健康増進について

#### 2 理 由

目的達成のため

写

令和5年6月22日

松戸市議会議長 杉 山 由 祥 様

教育環境常任委員会委員長 松 尾 尚

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は、下記の事項について閉会中もなお継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1 調査事項

- (1) 市民生活及び安全対策について
- (2) 環境対策について
- (3) 学校・社会教育及びそれらの施設について
- (4) 部活動の地域移行について

#### 2 理 由

目的達成のため

写

令和5年6月23日

松戸市議会議長 杉 山 由 祥 様

建設経済常任委員会委員長 大 塚 健 児

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は、下記の事項について閉会中もなお継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1 調査事項

- (1) 都市整備事業について
- (2) 建築及び住宅事業について
- (3) 公園及び緑地事業について
- (4) 土木及び下水道事業について
- (5) 水道事業について
- (6) 商工業の振興、観光事業及び文化交流について
- (7) 農業の振興及び農地について
- (8) 公設市場及び競輪事業について
- (9) 空き家等対策について

#### 2 理 由

目的達成のため



写

令和5年6月27日

松戸市議会議長 杉 山 由 祥 様

議会運営委員会委員長 渋谷 剛 士

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は、下記の事項について閉会中もなお継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1 調査事項

- (1) 議会の運営に関すること。
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。
- (3) 議長の諮問に関すること。

#### 2 理由

目的達成のため

写

令和5年6月15日

松戸市議会議長 杉 山 由 祥 様

庁舎整備に関する特別委員会委員長 末 松 裕 人

閉会中継続調査申出書

本委員会は、下記の事項について閉会中もなお継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事項  
庁舎整備に関することについて
- 2 理 由  
目的達成のため

令和5年6月27日

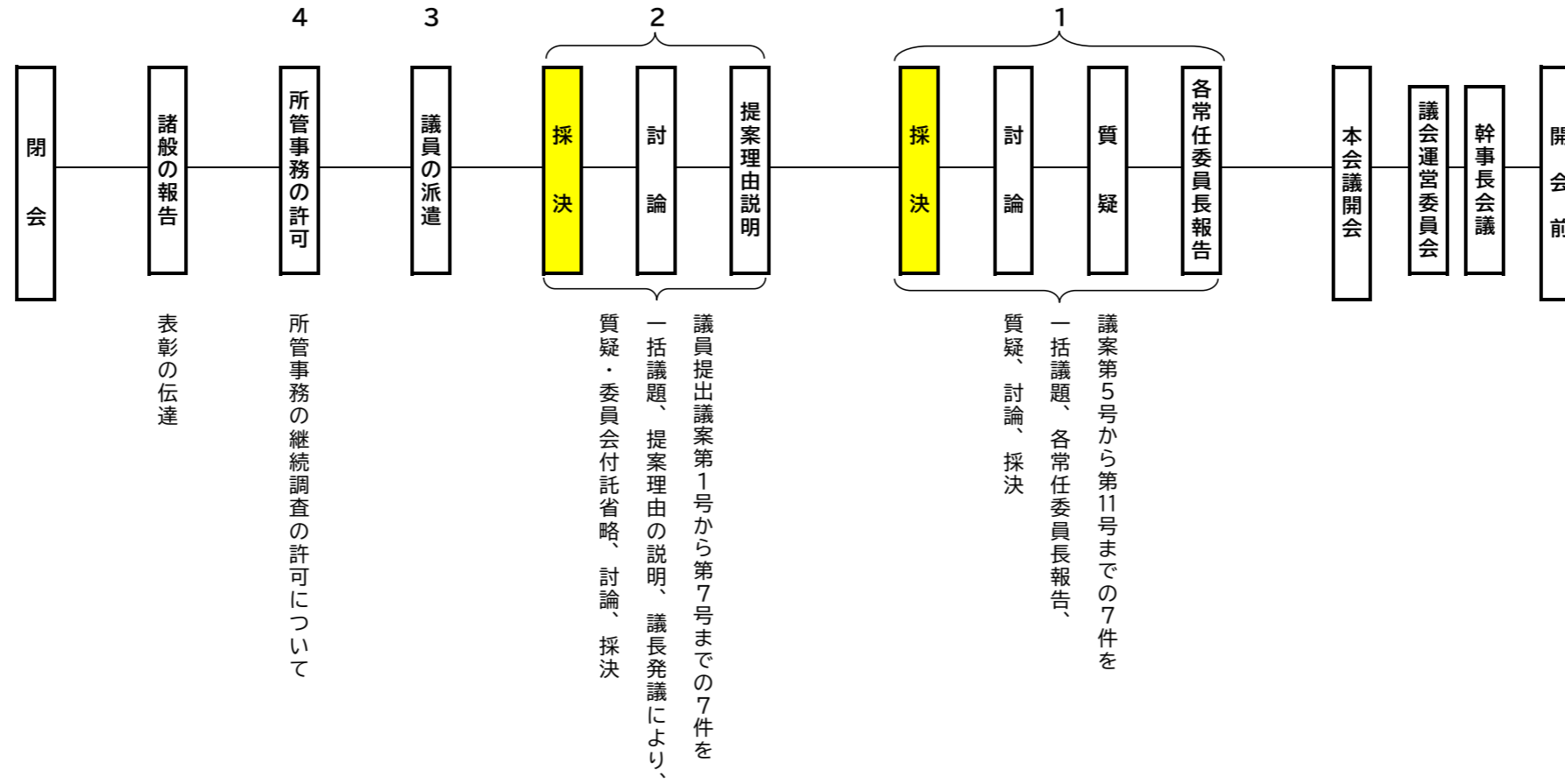
## 議員の派遣について

松戸市議会会議規則第167条第1項の規定により次のとおり派遣する。

### 記

- 1 派遣目的
  - ・都市農業の考え方について（練馬区）
  - ・新型コロナワクチン健康被害見舞金について（市川市）
- 2 派遣場所 東京都練馬区、千葉県市川市
- 3 派遣期間 令和5年7月11日
- 4 派遣議員 鳴原 舞

# 令和5年6月定例会最終日議事予定表



電子採決システム	
①	6号 松戸競輪特別会計補正予算(第1回)
②	7号 市税条例の一部を改正する条例の制定
③	5号 一般会計補正予算(第2回)
④	8号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定
④	9号 契約の締結(日暮こ線道路橋補修工事)
④	10号 契約の締結(小中学校空調設備整備PFI事業に係る特別教室等空調設備整備業務)
④	11号 契約の変更
①	議員提出議案 (日程第2)
①	1号 不登校の公的対応を求める意見書
②	2号 「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」の廃止を求める意見書
③	3号 GX脱炭素電源法の廃止を求める意見書
④	4号 マイナ保険証の運用の延期を求める意見書
④	5号 インボイス制度の実施延期を求める意見書
⑤	6号 同性間に限らないパートナーシップ制度の導入促進を求める意見書
⑥	7号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書